

韓・香港租税条約交渉が妥結

企画財政部 税制室 国際租税協力課
(2013年9月13日)

1. 租税条約交渉の推進背景

大韓民国政府と中華人民共和国香港特別行政区政府は、9月11日から13日まで香港で開催された租税条約（二重課税防止協定）第3次会談において条約文案の全体に合意して仮署名をした。

香港は韓国にとって主要海外投資国の一つ（第4位、2012年基準）であるにもかかわらず、香港の国内法上の制約のために国際基準に見合った水準で租税情報を交換することができず、租税条約を締結するのが困難であった。しかし、条約締結を妨げてきた情報交換に関連した香港の国内法が2010年1月に改正されたのにもない、2010年10月から租税条約締結に向けて交渉が開始された。

今回、仮署名に至った租税条約では、これまで韓国が締結した各国との租税条約には規定されていない租税（例：不動産取引に関連した税金）などについても幅広く情報を共有することが合意され、大きな進展が見られた。なお、この条約は両政府の正式署名および国会の批准を経て発効することになる。

2. 主要合意内容

韓国と香港は、課税当局間での情報交換を通じて租税回避を防止し、双方の投資交流を増進するため、OECDモデル条約に準拠して租税条約の締結交渉を進めてきた。仮署名された条約の主な合意内容は次のとおりである。

① 租税情報の交換

国際基準に従って香港から韓国内の脱税容疑者に関する課税資料を入手することができるようになり、香港を迂回した租税回避を防止することができるようになる。特に、租税回避の防止に必要な情報のうち、金融機関が保有している情報も交換することができる旨が合意されたので、今後は脱税容疑者に対する課税と関連して、香港が保有している過去の租税情報の提供を要請することもできるようになる。

② 投資所得に対する源泉地国軽減税率

代表的な投資所得である配当と利子に対しては既に租税条約が締結されているシンガポールと同水準の国内課税権が確保されるとともに、今後、韓国内で発生する香港側の投資所得には軽減税率が適用されるようになる。合意された軽減税率は、配当が 10%（持分保有率が 25%未満のときは 15%）、利子が 10%、使用料が 10%となっている。条約発効後には香港からの対韓投資が拡大するものと期待される。

- 以上 -